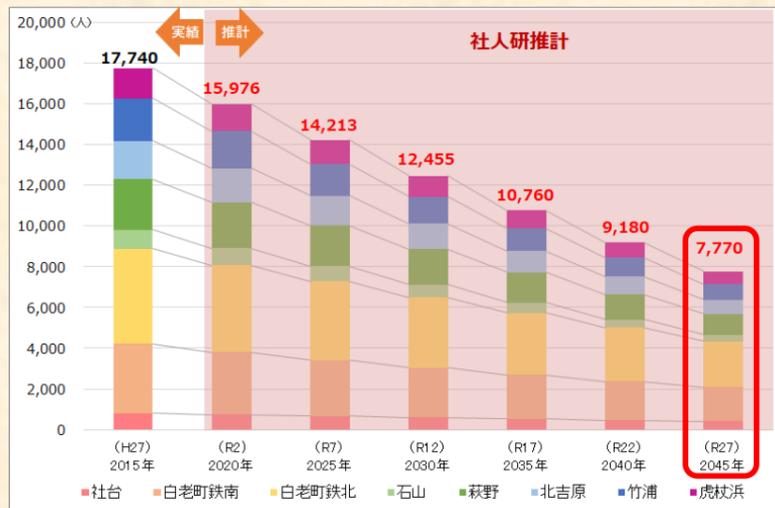


4 地域コミュニティの現状と課題の分析 (一部抜粋)

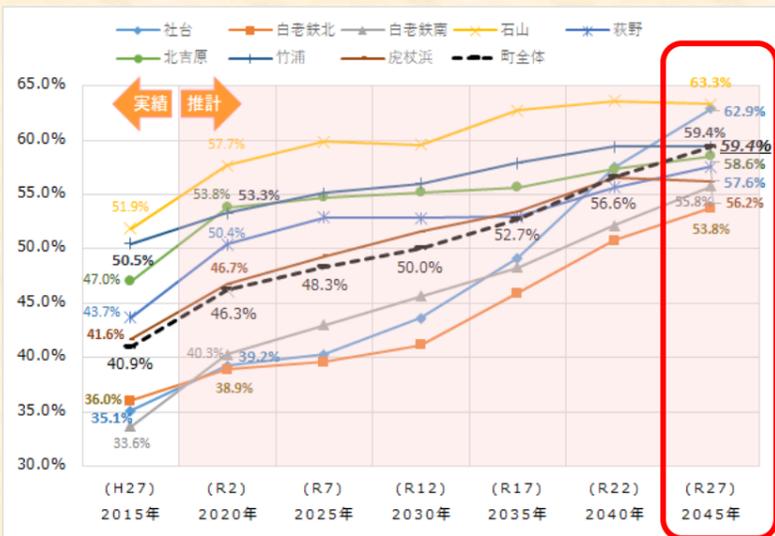
【総人口・地域別人口の推計】



◆ 総人口は1985年をピーク(24,353人)に年々減少を続けており、2045年には7,770人まで減少すると推計されています。この推計人口は町制施行前の1941年当時、白老村時代の住民基本台帳人口である7,752人とほぼ同数であり、白老町としては経験のない人口状態を迎えることとなります。

◆ 2045年の総人口推計7,770人は、基準となる2015年の総人口と比較すると増減率が▲56%であるのに対し、地区別では字石山以西の地域で全体平均以上に減少が進むものと推計され、地域によって人口減少の進行に差が出るものと予想されます。

【高齢化率(男女別・地区別)の推計】



◆ 総人口は減少傾向と推計されているのに対し、高齢化率は反比例的に上昇し、2045年には59.4%となる見込みとなっています。

◆ 女性の高齢化率は高く、現時点においても50%を超えています。

2045年には男女別の人口総数はほぼ同数ですが、女性は男性よりも高齢者数が増える推計であることから、高齢化率は66.1%と男性に比べ13.4%ポイント高くなる推計になっています。

出典：2015年国勢調査、2018年国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計値

注1：地区別の推計については、各年における町全体の推計値を用いて、各地区の人口を按分して算出しています。

＜参考＞地域課題解決に向けた中間支援組織と様々な主体の関連性概略図



白老町地域コミュニティ基本指針 (第1版) 発行日：2023(令和5)年○月
発行：白老町 政策推進課 電話 0144-82-8213

概要版

白老町地域コミュニティ基本指針 (案)

いきいきと暮らす「しあわせを感じるまち」の実現をめざして



2023(令和5)年 月

白老町

地域コミュニティとは

本指針においては白老町内で、そこに暮らす住民が構成員となって地域に根ざした活動を行っている町内会や地区町内会連合会などの地縁による団体に加え、文化や芸術、スポーツなど共通の事項に興味関心を持つ方々の団体や、福祉やボランティア、まちづくりなど地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している団体を総じて「地域コミュニティ」とします。また

白老町地域コミュニティ基本指針(案) (一部抜粋)

1 指針策定の背景

少子高齢化の進行
地域の様々な活動の縮小・停滞

地域コミュニティの役割の重要性
地域の在り方を考えた時役割はますます重要に

つながりの必要性
地域コミュニティ＝地域住民の自らの居場所

地域課題の複雑化
価値観や意識、生活様式の変化
要求の多様化、複雑化

あるべき姿や方向性を共有
まちづくりの主体として自ら考え行動するために

2 指針策定の目的

『地域コミュニティの進むべき方向性』の道標として

様々な主体に共通となる地域コミュニティの「将来に向けた羅針盤」の役割となるよう策定

3 指針の推進期間

具体的な推進期間は定めない

本指針は20年、30年後の人口状態などを想定し策定しています

5 地域コミュニティが進むべき方向性

町の憲法＝自治体の最高規範
白老町自治基本条例の基本理念でもある

『しあわせを感じるまち』の実現を目指す

(1) 基本理念

誰もが安全で安心して暮らし続けられる地域を実現するため

(2) 地域コミュニティの目指す姿

実現を目指す理想の姿・方向性

- ① 多様な主体が参画する地域コミュニティ
- ② 情報を共有し、互いに助け合える地域コミュニティ
- ③ 誰もが地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ

(3) 地域コミュニティ組織の在り方

組織の目指すべき方向性

必要とされる共助の役割や組織運営機能を継続的に確保するため

- ① 持続的な活動を可能とする地域コミュニティ組織
- ② 様々な連携により、課題解決を行う地域コミュニティ組織
- ③ 地域コミュニティを支える中間支援組織の充実

6 地域コミュニティが取り組むもの

まちづくりの主体として

(1) 運営体制の確保、状況に応じた運営や活動内容の見直し

- 従来の考え方や手法にとらわれず、社会情勢に鑑みた多種多様な人材の柔軟な活用や、適切で持続的な運営や活動が行える財源規模も考慮した会員数の維持・確保、状況に応じた運営・活動内容の見直しを積極的に進めます。
・外部人材の活用や、短期間・短時間など部分的な関わりの容認、近接する町内会との連携、合併の検討などが考えられます

(2) 課題の把握、情報の発信と共有

- 地域課題の把握のため、様々な主体の状況把握や意見聴取など、積極的な情報収集に努めます。
- 多様な主体の参画を促進するため、日々の活動の見える化や、様々な取組の実施に係る開催案内や結果などの積極的な情報発信に努めます。
- 感染症の拡大やデジタル化が進展する中においては、紙媒体だけではなく、多様な情報発信手段の活用も検討し、効果的な情報共有を図ります。

(3) 顔の見える共助活動の充実

- 地域住民のみならず、新規転入者や二地域居住者、共同住宅入居者なども含めた世帯状況や、災害時の避難支援など各種支援の必要性の把握、地域全体での共通ルールの共有など、地域に居を構える住民と地域コミュニティがお互いの顔や名前を知りあえる信頼関係の構築を積極的に進めます。
・参加しやすい雰囲気づくりやきっかけの提供、受け入れ姿勢の整備など様々な主体の参加促進による信頼関係の構築などが考えられます

(4) 多様な主体との連携

- 行政や中間支援組織である「白老町町民まちづくり活動センター」の協力も得て、地域課題の解決や地域の活性化に向け、多様な主体との連携を積極的に進めます。

7 中間支援組織が取り組むもの

まちづくりの拠点・協働のパートナーとして

(1) 積極的な情報収集と発信

- 定期的に各町内会や町民活動団体等に関する情報の収集を行います。
- 地域コミュニティに関する情報のデータベース、各種活動、募集や助成制度に関する事項など、必要とされる情報の積極的な発信を行います。
・地域コミュニティに関わる多くの方が知りたい時に知りたい情報に接することができるような環境の整備など

(2) 相談・コーディネート機能の拡充

- 北海道立市民活動促進センターやNPO法人北海道NPOサポートセンター等との連携を強化し、知識や情報の蓄積を図るほか、まちづくりの拠点として組織力や機能などを高めるとともに、職員の知恵や技能の向上による相談体制の強化を図ります。
- 中間支援組織として、様々な主体が協働でまちづくりを推進するための総合窓口の役割を担い、人と人、人と場所、団体同士をつなぎ、それぞれの特徴・個性を活かした活動のコーディネートを行います。
・地域コミュニティの「拠り所」として機能を発揮します
・調和、調整により様々な主体をつなぎます

(3) 組織力強化・ひとづくり機会の充実

- 地域コミュニティが各種の活動を行うに際し、必要となる基礎的な知識、組織力や組織運営能力の向上など持続的な活動を行うための技能や技術を高めることができるよう、適切な指導や研修会の開催などを行います。
- 地域コミュニティが持続的に活動を続けられるよう、担い手やリーダーの発掘・育成機会の充実に努めます。
・地域コミュニティの担い手やリーダーを育成します
・「ひとづくり」＝「まちづくり」、町民力、地域力を高めます

8 行政が取り組むもの

町民の意思を反映するまちづくりを進めるため

(1) 地域コミュニティに対する支援

- 地域コミュニティが行う多様な主体が参画する地域づくりなどの活動に対し、必要な財政支援を行います。
- 担い手やリーダー育成など「ひとづくり」に係る研修機会を充実します。
- 組織運営に係るアドバイスなど、活動を持続的に行う事ができるように、様々な支援を行います。

(2) 情報共有、公開の充実

- 地域の課題やニーズを的確に把握できるように、地域住民との対話などにより、地域情報の収集を積極的に進めます。
- 様々な情報を、個人情報保護にも配慮しながら、住民、そして地域コミュニティと共有することにより、開かれた町政運営や協働のまちづくりを推進します。
- 保有する情報をわかりやすく提供・公開するよう、効果的で積極的な情報発信を行います。

(3) 中間支援組織機能の充実に向けた支援

- 協働のまちづくりの拠点である「白老町町民まちづくり活動センター」に対し、各種団体間の仲介、様々なコーディネートなど中間支援組織としての機能充実に向け、財政的な支援や、地域支援員などとの連携を含めた人的支援などを行います。

(4) 職員理解と参加の促進

- 自治基本条例第24条に定める「職員の責務」に従い、職員は町民との信頼関係を深めるよう心掛け、日々の職務遂行に当たります。
- 職員は、本指針に関する理解を深め、地域課題に対応する施策の立案など地域が求め望むことへ的確に対応できるよう、「地域の声」の傾聴に努めます。
- 職員は自ら居住する地域の活動などに積極的に参加し、見聞を広げ、活動の経験値や地域課題の実感を得て、職場においてもその経験を生かし、地域目線での職務遂行に努めます。
・持続可能な地域コミュニティの実現に向け様々な取組みを行います
・「協働」を意識し、地域コミュニティに対する支援や情報共有を充実させ、地域課題の解決、地域の活性化を図ります